

びわ湖の素のまち、米原ならではの彩りある暮らしを応援します！

びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金



補助期間 平成30年度から令和2年度まで

補助対象者 市民または市民となる予定の方
世帯員が10年以上居住する見込みの方 など

補助対象事業 市内事業者による100万円以上の住宅または空家のリフォーム工事
※詳細は裏面を御確認ください。
※予算が無くなり次第、終了となります。

要事前申請

住宅リフォーム事業	
対象物件	住宅
補助金額	10万円（補助率 1/10）
	加算① 5万円 「転入者」「三世帯同居・近居」「子育て世帯」のいずれかに該当
	加算② 5万円 「創出エネルギー改修」を実施 ※裏面参照

※転入者…平成30年4月1日以後に市内に転入した者または転入しようとする者をいう。
 ※三世帯同居・近居…親子および当該子の一人以上の祖父母が同居し、または市内に居住することをいう。
 ※子育て世帯…この補助金の交付申請日の属する年度の末日において義務教育終了前の子がいる世帯をいう。

空家リフォーム事業	
対象物件	空家バンクを通じて、取得または賃借した空家
補助金額	100万円（補助率 2/3）
補助条件	リフォーム工事完了後に市外から転入して住みはじめること。 世帯員が、取得前の空家の所有者等の2親等以内の親族でないこと。

※空家バンク…まいばら空き家対策研究会が運営する空家バンクをいう。

空家リフォーム事業（子育て世帯）	
対象物件	空家バンクを通じて、取得した空家
補助金額	200万円（補助率 2/3）
補助条件	子育て世帯であること。 リフォーム工事完了後に市外から転入して住みはじめること。 世帯員が、取得前の空家の所有者等の2親等以内の親族でないこと。 実績報告の時点において耐震基準に適合しているものであること。

★この補助金は、子育て世帯等の移住定住による地域コミュニティの活性化および市内事業者の活用による地域経済の活性化を促進することを目的としています。

滋賀県米原市 地域振興部 米原近江地域協働課
TEL:0749-52-6623



R2.12月末
までに
申請必要

R2.12月末
までに
申請必要

補助対象事業の詳細

次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

《対象工事》

- 補助の対象となる者がリフォーム工事の発注者であること。
- 市内に事業所もしくは営業所を有する法人または個人事業者の施工による100万円以上の経費を要するリフォーム工事であること。
- 補助金の交付申請を行った年度内に完了するものであること。
- 住宅に係るもの（併用住宅にあっては、住宅に係るものに限る。）であること。

《対象者》

- 世帯員が、リフォーム工事をする住宅の所在地を、実績報告時において、住民登録地としていること。
- 世帯員に市税等の滞納がないこと。
- 世帯員について、住宅の存する地域における自治会活動等に理解があること。
- ※空家リフォーム事業については、空家バンクを通じた自治会長面談等が必要です。
- 補助の対象となる住宅に、世帯員が10年以上居住する見込みであること。
- 世帯員が、この補助金または米原市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱もしくは米原市 JR 東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- 世帯員が、米原市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

《対象住宅》

- 市内に存在すること。
- この補助金または米原市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱もしくは米原市 JR 東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金交付要綱による補助金の交付を受けて整備したものでないこと。

※住宅…自己の居住の用に供される一戸建ての建築物をいう。
 ※リフォーム工事…住宅機能の維持および向上のために行う補修、修繕等をいう。
 ※世帯員…補助対象者または補助対象者が含まれる世帯を構成する者

1つの住宅に対するリフォーム工事であっても、補助対象となる経費が異なる場合は、他の補助制度との併用もできます。

《併用可能な補助金の例》

- 省エネ機器の導入（スマート・エコハウス普及促進事業費補助金）
- 県産材の利用（木の香る淡海の家推進事業）
- 耐震改修（米原市木造住宅耐震改修等事業補助金）など

補助対象 工事例	 キッチン改修工事	 風呂場改修工事	 トイレ改修工事	 床暖房設置工事	 断熱改修工事	 窓改修工事
 耐震改修工事	 左官工事	 外壁改修工事	 建具改修工事	 壁紙張替工事	 畳入替工事	 網戸張替工事

※外構、車庫、倉庫、家具、家電製品、その他の器具、特殊な設備等は補助の対象となりません。

創出エネルギー改修の対象設備

創出エネルギー改修とは、住宅リフォーム事業に併せて行う、下記設備を設置する工事を言います。

- 住宅用太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- 電気ヒートポンプ給湯器
- 潜熱回収型ガス給湯器
- 潜熱回収型石油給湯器
- ガスエンジン給湯器
- ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
- 太陽熱利用システム
- 家庭用蓄電池
- V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）
- 薪ストーブ



米原市内で、
空き家をお探しの方は、

まいばら空き家対策研究会
0749-56-1034 まで

空き家と移住・住み替え希望者の
ご縁を結びます。



詳細は、米原市公式ウェブサイトをご覧ください。

滋賀県米原市 地域振興部 米原近江地域協働課 TEL：0749-52-6623 FAX:0749-52-4539